

小型低速車に係る交通安全教育の在り方について

令和3年8月31日（火）
第8回 警察庁説明資料（第2部）

現 状

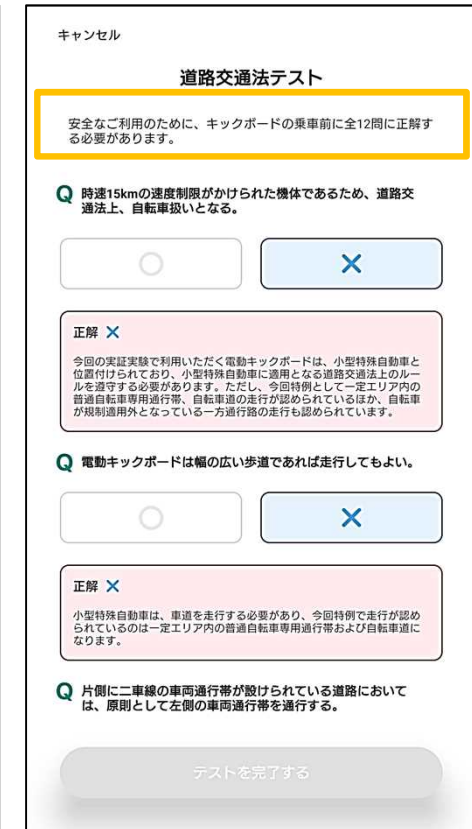
新事業活動においては、

- ・ 小型特殊自動車を運転可能な免許の保持を確認でき、
- ・ 確認テストを受験し、全問正解した

者のみ、電動キックボードの利用が可能となっている

利用登録から走行開始までの流れの一例(Luup社)

- ① アプリのダウンロード
- ② 連絡先・クレジットカード情報等の登録
- ③ 免許証の画像の登録、スタッフによる目視確認
- ④ **確認テストの受験(全問正解必須)**
- ⑤ 電動キックボードのロック解除・走行可能



利用登録時の画面・確認テストの一例(Luup社)

運転免許を不要とすることの代替措置として、基本的な交通ルールに関する理解を担保することが必要

➡ シェアリング事業者・販売事業者に対し、交通安全教育の努力義務を課すこととする

事業者による小型低速車に係る交通安全教育の在り方②

シェアリング事業者

- アプリを用いて交通安全教育を行い、確認テスト合格を貸渡しの条件とする

➡ 交通安全教育の確実な実施が期待



- 免許非保有者
現行の内容より詳細な内容の教育・テストを実施
業界団体(マイクロモビリティ推進協議会)において
アプリを用いて実施することを想定

- 免許保有者
非保有者に対するものより簡略化して実施
(電動キックボードの運転特性、歩道通行禁止等)

将来課題： インバウンド需要が復活した場合における外国人に対する実施方法

販売事業者

- シェアリング事業者が実施する交通安全教育と同様の水準を保持する必要
- 特に対面販売時の実効性確保が課題



- 関係省庁と連携して、販売事業者の意見を聞きつつ、交通安全教育の義務履行の担保方法を検討
- ※ シェアリング事業者と同様に、免許保有者に対しては、免許証登録により実施を簡略化することも考えられる。

-
- 公道走行を想定していないモビリティの販売事業者についても、公道走行できない旨の周知徹底を依頼



これらにつき、大枠を法案とともに検討し、法案成立後、令和5年度調査研究により教材・動画等を作成しつつ、事業者に対する交通安全教育のガイドラインを作成して、必要に応じ行政指導を行う

残る論点について

令和3年8月31日（火）
第8回 警察庁説明資料（第3部）

目次

- 1 歩道通行車及び小型低速車について**
2 頁～
- 2 状態が変化するモビリティのモード表示方法の在り方**
4 頁～
- 3 自動歩道通行車の交通ルールの在り方**
6 頁～

実験・調査の実施

- 歩道通行車の最高速度は、6～10km/hの範囲で検討
- 小型低速車の最高速度は、自転車の実勢速度を踏まえ15～20km/hの範囲で検討
- 自動車安全運転センターが実験・調査を実施する予定

【概要】

- ① 歩道を模した環境において、歩行者や自転車と共に、電動キックボード、搭乗型移動支援ロボット等の様々な速度の小型モビリティを走行させ、アンケート等により、どのような速度の小型モビリティであれば歩行者等の交通主体と同一空間での共存が可能かを明らかにする
- ② 自転車の歩道等及び車道における実勢速度を調査する

【実験時期】

令和3年9月～10月(予定)

【場所】

- ① 安全運転中央研究所 (茨城県ひたちなか市)
- ② 様々な条件別の道路 (例: 車道+歩道、車道+自転車歩行者道 等)

車体の大きさ

- 歩道通行車の車体の大きさは、電動車椅子相当(長さ120cm×幅70cm)とする
 - ※ 高さについては定めない
- 小型低速車の車体の大きさは、自転車道等を通行するものとして、普通自転車相当(長さ190cm×幅60cm)とする

ヘルメット(小型低速車)

- 産業競争力強化法に基づく令和3年度新事業活動ではヘルメットの着用を義務としていないが、現時点、当庁が報告を受けている限りでは、頭部を受傷する事故は発生していない(令和3年7月末現在、総走行距離334,120km)



- ヘルメットの着用は努力義務とする方向で検討
 - ※ 新事業活動の結果を踏まえて最終的に判断

状態が変化するモビリティのモード表示方法の在り方①

現 状

現行法の解釈として、ペダル付原動機付自転車と自転車の切替えを認める要件

- 乗車している者が、車が停止していない状態で、EVモードから人力モードに切り替えることができず、かつ、人力モードからEVモードに切り替えることができないこと
- 人力モードは、地方税法(昭和25年法律第226号)及び市町村(特別区を含む。)の条例に基づいて交付された原動機付自転車の標識を表示することができず原動機付自転車として適法に走行させることができない構造であり、かつ、それが明らかな外観となっていること

EVモード→人力モードへの切替え

ハンドルに設置されているスイッチを押下して原動機の電源を切った上で、切替機構に設置されている左右のスイッチを同時に押下して同機構を作動させ、人力モードに切り替える

※ 原動機の電源を切らない限り、切替機構の左側のスイッチを押下しても同機構が作動しないよう、電氣的に制御されている

※ 切替機構の左右のスイッチを同時に押下しなければ同機構が作動しないよう設計されている

人力モード→EVモードへの切替え

切替機構に設置されている左右のスイッチを同時に押下して同機構を作動させ、EVモードに切り替えると、原動機の電源が自動的に入る

※ 切替機構の左右のスイッチを同時に押下しなければ同機構が作動しないよう設計されている



EVモード



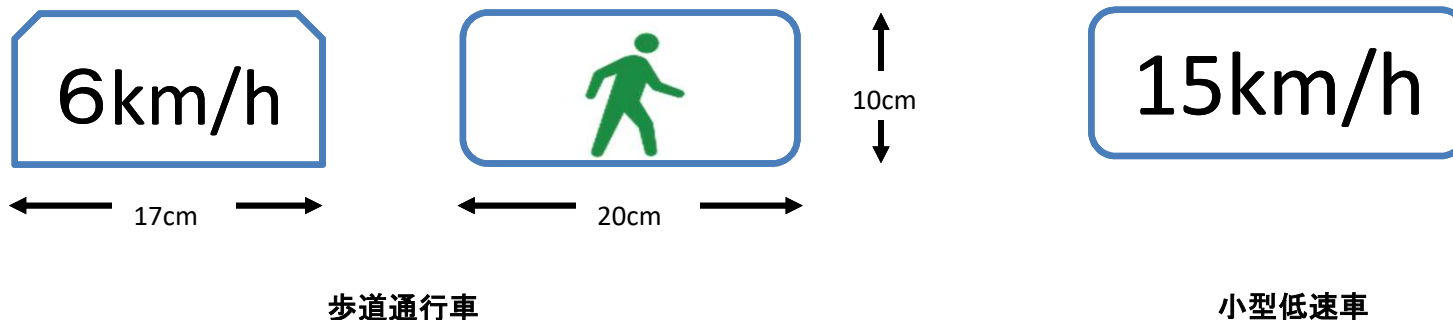
人力モード

状態が変化するモビリティのモード表示方法の在り方②

前ページの切替えを認める要件を参考とし、状態が変化するモビリティについては、最高速度の切替えとそれに連動する表示を義務付けることとする

- 表示のデザインについては、法改正後に公募を行い、外国人を含む老若男女にとって分かりやすいものとする
- 原動機付自転車等に該当するものについて、最高速度を切り替えた際に、最大の性能において必要となるナンバープレートを表示しないことを求めるかは要検討
- 表示場所は車体の前面及び後面とする
- ペダル付原動機付自転車については、最高速度に達したらペダルを無効化することが必要

表示のデザインイメージ



※原付のナンバープレートの大きさを参考とした

基本方針

成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

第13章 重要分野における取組

8. 個別分野の制度改革

(1) 自動配送ロボットの制度整備

ウィズコロナの時期が一定期間続く中で、利用者、従業者の安全につながる非接触型の自動配送サービスを実現するため、低速・小型の自動配送ロボットについて、①道路運送車両に該当しないこととした上で、②サービスを提供する事業者に対して連絡先やサービス提供エリア等の情報を事前に届出することを求め、③安全管理の義務に違反した場合には行政機関が措置を行えることとする、④機体の安全性・信頼性の向上が図られるよう、産業界における自主的な基準や認証の仕組みの検討を促すこと等を前提に、本年度のできるだけ早期に、関連法案の提出を行う。

検討課題

- ・ 他の交通主体との関係性を踏まえた上で自動歩道通行車がとるべき挙動
- ・ 通行場所について制限を設ける必要があるか(設けるとすればその方法)
- ・ 使用者について、届出の内容や、法令に違反した場合の行政措置の内容
- ・ (参考)機体の安全性について



自動歩道通行車の交通ルールの在り方②

優先関係

- ・ **劣** 自動歩道通行車 **優** 歩行者、自転車等

自動歩道通行車は、歩行者又は軽車両の通行を妨げてはならないこととする

- ・ **劣** 自動歩道通行車 **優** 緊急自動車

自動歩道通行車は、道路の横断時等において、緊急自動車の通行を妨げてはならないこととする

- ・ **優** 自動歩道通行車 **劣** 車両、路面電車(車両等)

車両等は、横断歩道や交差点において自動歩道通行車が道路を横断しているときは、その通行を妨げてはならないこととする



通行場所

○ 基本的には歩行者と同様

- ・ 歩道又は路側帯(歩道等)と車道の区別のない道路 → 原則道路の右側端
- ・ 歩道等と車道の区別のある道路 → 歩道等

※ 事業者が希望するサービス提供エリアや使用する自動歩道通行車は様々であり、走行場所をあらかじめ制限することは、原則として不要ではないか



(参考)東京都心部において小型無人機等の飛行が禁止されている場所

➡ 事故やトラブルが多発するなどして制限の必要が生じれば、当該場所を管轄する都道府県公安委員会が標識・標示又は告示により通行禁止場所を定めることとする

走行させる主体

- 都道府県公安委員会への事前届出を義務化
- 安全管理の義務に違反した場合には、都道府県公安委員会が使用停止命令等の措置を講じることができることとする

・ 届出の内容(イメージ)

- ① 走行させる主体の氏名又は名称
- ② 通行させる区域又は道路の区間
- ③ 自動歩道通行車の監視体制
- ④ 保険への加入状況
- ⑤ 使用するロボットの諸元
- ⑥ 事故・トラブル時の対処方法

等

・ 届出の欠格要件(イメージ)

- ① 使用停止命令を受け、停止期間が経過しない者
- ② 薬物・アルコール中毒者
- ③ 保険への加入状況が不十分な者
- ④ 法人でその役員のうち①又は②に該当する者があるもの

(参考)機体の安全性



- 機体の安全性・信頼性の向上が図られるよう、産業界における自主的な基準や認証の仕組みの検討を促す
 - ・ 経済産業省を中心に、関係省庁が、官民協議会等を通じて、産業界における自主的な基準や認証の仕組みの検討を促す。同会議等において国土交通省、警察庁は必要に応じて助言を行う
 - ・ 警察庁からは、道路交通法に従わせることができるために必要な機能について定めることを求める

- 第9回有識者検討会については、11月上旬～11月中旬頃に開催予定
 - 新事業活動の実施結果について報告
 - これまでの議論を踏まえ、最終報告書案について検討